

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和元年 9月 10日 10時00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員 総数 12名

出席 11名

欠席 1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

係長 湯越 恵子

開会の宣言

事務局 只今から令和元年9月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は11番竹中博藤委員と、12番川崎信彦委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。3件は所有権移転に関するもので、1件は利用権設定、残り1件は区分地上権に関するものです。

「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」全4件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。残り1件については、営農型太陽光発電事業であるため区分地上権の設定をおこなうものであります。以上で説明と朗読を終わりります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番4については、2番委員に関係する議事があります。退室していただき議事進行をしたいと思いますので宜しくお願ひいたします。

(2番委員退室)

議長 議案第1号の通り番4について委員の説明及び意見をお願いします。

通り番4

8番委員発言 通り番4と通り番5について一緒に説明したいと思います。通り番4について、場所は下河内の[REDACTED]がありました施設付近の農地です。貸付人は[REDACTED]、農地は畠ほか112筆であり農地面積は合計56,724.36m²であります。借受人である[REDACTED]

[REDACTED]が10年間の使用貸借でネギ、キノコ類を栽培するものです。

通り番5について、区分地上権の設定についてです。現地は営農型太陽光発電事業をおこなうため農地の所有者と借受人[REDACTED]との間で貸借権を10年結ぶものです。現地は将来耕作放棄地になるおそれの場所でもあり、農地の有効活用の面でも問題はないものと思われます。

議長 議案第1号の通り番4と5について、委員の説明が終わりました。委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

5番委員 卵の里の付近の農地はほ場整備をしている場所ですかね。

8番委員 そうです。一部分ほ場整備している農地を含めての届出になります。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、2番委員の入室をよろしくお願ひいたします。

(2番委員入室)

議長 つづきまして、通り番1について地元委員の説明をお願いいたします。

通り番1

6番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1については再申請です。譲渡人[REDACTED]は耕作管理が出来ないとの事で譲受人[REDACTED]に贈与するものです。[REDACTED]と[REDACTED]は親子関係にあります。場所は[REDACTED]の北側の農地です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

10番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、譲渡人[REDACTED]氏は農機具が無く、耕作はできないので譲受人[REDACTED]に農地を売買するものです。[REDACTED]と[REDACTED]は親戚関係であり、現在[REDACTED]の農地を[REDACTED]が耕作しているものです。場所は千東保育園の西側で野田の住宅街の手前の農地です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

2番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番2について、譲渡人[REDACTED]の農地は譲受人[REDACTED]の農地と合せて一区画であり、以前より[REDACTED]の農地を[REDACTED]が耕作していたため、今回贈与での申請が提出されています。場所は合岩小学校の北側の農地であります。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から5について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

2番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は合河の交差点より300m西の農地で、申請人[REDACTED]の宅地に隣接する農地です。転用理由としましては住宅の駐車場及び家庭菜園として利用するものであり、水利承諾等も添付されており特に問題ないものと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。
通り番1について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED]
が購入し、駐車場及び家庭菜園として利用するものです。場所は向
陽荘養護老人ホームより西に100mの農地です。集落接続している
農地であるため特に問題ないものと思われます。間違いありません
ので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番
2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

11番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED]
が購入し自己住宅を建築するものです。場所は宇島小学校の正門よ
り約600m南の農地です。都市計画用途地域であり、水利承諾等添
付されているため特に問題ないものと思われます。間違いありません
ので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番
3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

6番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED]
が購入し自
社工場の建築及び駐車場用地として利用するものです。場所は三毛
門小学校南西より約400mの農地です。住宅地に接続しているため
特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審
議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番
4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

2番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、貸付人 [REDACTED]
[REDACTED] が借受人 [REDACTED] の農
地を10年間の一時転用で営農型太陽光発電設備を設置するものです。

農地の面積は56,724.36m²ですが、転用部分は基礎の支柱、電柱部分であり面積は464.6m²です。構造は下部で営農をおこなうため2m以上を確保しており、特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって9月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和元年9月25日

議長 松本亮巳 (松本)

11番委員 竹中博蔵 (竹中)

12番委員 川崎修彦 (川崎)

松本

竹中

正